

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880

C

C



87

極 秘
無 期 限
10部の内
9号

別添 4

沖縄の防衛施設移設の方法

昭和42 6/16
北 条 隆 長

1. 主要な沖縄地

- (1) 沖縄本島に在る米軍施設は、(外)本島東半部より古座布にわたって集中している陸軍補給施設、(内)同島に在る陸軍航空隊を中心とする陸軍基地、(外)那覇港及び米海軍ホワイ・ビーチの海軍施設、(内)東部海岸に在る5つの海兵隊施設、(外)北部の海兵隊演習場であり、このほか各地に通信施設が散在する。
- (2) これらの施設のうちより、いわゆる「全島施設」といふに該当しないが、他国艦隊を兼ねて各地に散在する施設を一律的に撤去集中することも、施設の規模と機能を大串に削減しない限り、物理的に不可能である。

2. 全面返還

国会等でいわれるいわゆる全面返還は、米軍を沖縄より全面的に撤去せしめた上での返還であるが、このよりの全面返還は、極度の懸念

下に於いて沖縄に在る米軍の存在が、日本を含む世界の安全保障上問題を解決力としての役割りを果たしているとする立場の立場を再立しない。「全面返還が目標である」という態度は、またかも米軍撤去が、「日本国境に在る世界の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の協力が効力を生じた」と認められる時期までの暫定的任務のものであるのと同じ趣旨でなければならぬ。

3. 撤去施設

- (1) 撤去施設は、軍事施設の撤去と非軍事施設のうち、兵器、教育、社会保健、産業等の事項に関する施設等を撤去事項として返還せしめようという考えであるが、次のよりの問題があり、また米軍も本島に在るとは認め難い。

(2) 問題点

- (1) 米軍から非軍事施設にその安全保障上の必要をいかに保障するかを問われ、沖縄住民側からは全面返還を要するのではない

か合面むが、海軍艦隊の増強に關するは、
海軍増強の結果を前提とし、海軍増強
の増強は必要である。

④ 大日本海軍の増強は、海軍増強の
結果を前提とする以上、この問題の解決のため
必要にして、その結果の増強は、海軍
増強に必要である。

⑤ 日本、海軍増強に關する問題の
（海軍増強の結果を前提とする）
必要にして、海軍増強に關する
増強の結果を前提とする。

⑥ 海軍増強の結果を前提とする、海軍の
増強に必要とする以上、この問題の解決のため
必要にして、海軍増強に關する
増強の結果を前提とする。

4. 海軍増強の増強

おが海軍増強の結果を前提とする、海軍の
増強に必要とする以上、この問題の解決のため
必要にして、海軍増強に關する
増強の結果を前提とする。

海軍増強の結果を前提とする、海軍の
増強に必要とする以上、この問題の解決のため
必要にして、海軍増強に關する
増強の結果を前提とする。

- ④ 海軍増強
- ⑤ 海軍増強
- ⑥ 海軍増強

4. 海軍増強

④ 海軍増強の結果を前提とする、海軍の
増強に必要とする以上、この問題の解決のため
必要にして、海軍増強に關する
増強の結果を前提とする。

④ 海軍増強

海軍増強の結果を前提とする、海軍の
増強に必要とする以上、この問題の解決のため
必要にして、海軍増強に關する
増強の結果を前提とする。

④ 海軍増強の結果を前提とする、海軍の
増強に必要とする以上、この問題の解決のため
必要にして、海軍増強に關する
増強の結果を前提とする。

④ 津浦線に於ける限り問題の解決はなされず、しかもその日本の賠償の回復を促進する問題もあること。

⑤ 津浦線から大連、長春の各埠頭を以て、保甲、警備のシステムが維持され、沿線に於ける反共的任務を遂行せしめようとするべきこと。

4 滿州問題

① 現に滿州に於ける滿鐵は、その主要な部分の日本の管理下にあり、残りの滿鐵の施設は日本に管理されるべきである（即ち賠償施設等の施設）。

② この考え方は、本邦に於ける滿鐵の施設を日本の管理下に置くことにより、沿線の治安を確保し、沿線の発展を促進することであるが、これは次のことである。

③ 滿鐵の施設の管理は、日本の管理下に置くべきである。日本の管理下に置くべきである。日本の管理下に置くべきである。日本の管理下に置くべきである。

④ 津浦線に於ける限り問題の解決はなされず、しかもその日本の賠償の回復を促進する問題もあること。

⑤ 津浦線から大連、長春の各埠頭を以て、保甲、警備のシステムが維持され、沿線に於ける反共的任務を遂行せしめようとするべきこと。

⑥ 現に滿州に於ける滿鐵は、その主要な部分の日本の管理下にあり、残りの滿鐵の施設は日本に管理されるべきである（即ち賠償施設等の施設）。

⑦ この考え方は、本邦に於ける滿鐵の施設を日本の管理下に置くことにより、沿線の治安を確保し、沿線の発展を促進することであるが、これは次のことである。

⑧ 滿鐵の施設の管理は、日本の管理下に置くべきである。日本の管理下に置くべきである。日本の管理下に置くべきである。

なつて、貨物として郵便を運んでいることとなる。

2 郵便物全開検査

郵便物全開検査に際し、郵便物並について日本土に運送される時、郵便物を検査するが、同時に神羅の特許権に於て不許可事項を手段として検査する考え方である。この方式によれば、郵便物の問題はそれのみであるとしても神羅の現状を本質的に改善するものであるから、神羅国を特許権者を受入れると認められるが、日本国に於ては特許権に於て特許権者の特許権を神羅の特許権者の他に認め、以下のように問題を発生する。

(1) 神羅に郵便物検査が適用されることになれば、米軍の郵便物、郵便物の送付、郵便物の送付、郵便物の送付等の問題に関して日本政府が介入することとなり、それだけ神羅のいわゆる「自由」は制限を受けることになるが、この郵便物検査の特許権を認めるとともに、我が国として郵便物検査上の郵便物は完全に無罪とし、米軍をして所費

の活動を行ないせしめることが必要である。

(2) 郵便物検査を米軍に認める郵便物検査の特許権とされる事項については、神羅の特許権にかんがみず、若干の例外を認めることが必要である。すなわち、

(1) 「郵便物検査のための郵便物検査」は、郵便物検査の対象から外して、米軍第4師団の郵便物の問題とする。

(2) 「米軍郵便物の送付を認める」すなわち、陸軍部の特許権及び中東郵便物とサイム郵便物の送付については、現存の、一時的な郵便物を認めるやうに現状の問題から、一定の条件下に特許権の特許権を承認しうるやうの問題を発生するとともに、米軍に於ては特許権としての必要の程度が最少限にとどまりやを後述せしめ、もつて後述の問題に要する点を見出す必要がある。

(3) 米軍の行動範囲について、郵便物検査上日本及び神羅の平和に寄与する範囲という制限が加わることとなること、実務問題として

